

# 「OCN 光 with フレッツ」 利用規約

## 第1章 総則

### (本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「OCN 光 with フレッツ利用規約」（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、OCN 光 with フレッツ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### (本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項はIP通信網サービス契約約款の規定に基づいて取り扱うものとし、本規約とIP通信網サービス契約約款に矛盾が生じた場合は本規約、IP通信網サービス契約約款の順で優先することとします。

2 フレッツ光等の利用に係る条件については、本規約に定めのない事項は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

### (本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上([https://www.nttr.co.jp/corporate\\_profile/agreement.html](https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html))への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更にご同意したものとみなし、特約断りの無い限り料金の提供条件は変更後の規約によります。

### (本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト ([https://www.nttr.co.jp/corporate\\_profile/agreement.html](https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)) において、本規約を公表します。

### (定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限ります。以下本規約において同じとします。）とフレッツ光等をOCN 光 with フレッツとしてあわせて契約するサービス
2 本契約	本サービスの提供を受けるための契約
3 契約者	本契約を締結している者
4 第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供を受けるための契約
5 フレッツ光等	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5のうち本規約の料金表 第1表 2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に規定するものに限ります。）に係るもの
6 フレッツ光等契約	フレッツ光等の提供を受けるための契約
7 請求事業者	IP通信網サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
8 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT レゾナン

	トご利用料金等の請求・収納業務) に関する取扱い 規約に従い 更に譲渡する事業者
--	--

## 第2章 契約

### (契約の単位)

**第6条** 当社は、本サービスに係る1の第2種契約と1のフレッツ光等契約につき1の本契約を締結します。この場合、契約者は1人に限ります。

### (契約の申込みの方法)

**第7条** 本契約の申込みをする者は、本規約を同意の上、当社が指定する方法により本契約の申込みを行っていただきます。当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

### (申込みの承諾)

**第8条** 当社は、IP通信網サービス契約約款の以下のいずれかに該当すると判断したときは、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (2) 本サービスの申込みをした者が、フレッツ光等に係る料金又は工事に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 料金表 第1表 2-3 (CN 光 with フレッツ対応プラン) に規定のないフレッツ光等契約を締結しているとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 当社は、申込みの承諾後であっても前項各号に該当することが明らかになった場合は承諾を取り消す場合があります。この場合、当社が取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

### (届出事項の変更)

**第9条** 本サービスの申込みをした者又は契約者は、申込みの際又はその後当社へ届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社へ届け出るものとします。本サービスの申込みをしたもの又は契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社はその責任を負いません。

2 本サービスの申込み時東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプが変更された場合、当社は、本サービスのプランを変更することがあります。

### (契約者の地位の承継)

**第10条** 契約者は、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとし、

### (契約者の氏名等の変更)

**第11条** 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### (契約に基づく権利の譲渡)

**第12条** 契約者は、本契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとし、

### (契約者が行う契約の解除)

**第13条** 契約者は、本契約を解除しようとするときは、第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の定めに従い、そのことをあらかじめIP通信網サービス取扱所に当社の指定する方法により通知していただきます。フレッツ

光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従い手続きしていただきます。

- 2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。第2種契約についてはIP通信網サービス契約約款の規定に基づいて取り扱うものとし、フレッツ光等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

#### （当社が行う契約の解除）

**第14条** 当社が行う契約の解除は、IP通信網サービス契約約款の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が本規約の規定を違反したとき
- (2) 契約者が当社が定める期日までに本サービスに係る料金等の支払いを怠ったとき
- 2 契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るフレッツ光等契約の解除を行い、その事実を当社が知り得た場合は、本契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。
- 3 フレッツ光等契約の解除については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。この場合において、第19条（料金の支払い）第2項又は第IP通信網サービス契約約款共通編第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急を要するを得ない場合又は第2項により本契約を解除する場合は、この限りではありません。

#### （プランの変更）

**第15条** 契約者は、本サービスのプランの変更又は本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更の請求をすることができます。ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第6条（契約の単位）、第7条（契約の申込みの方法）、第8条（申込みの承諾）の規定に基づいて取扱います。

#### （当社が行うプランの変更）

**第16条** 当社は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の事由によりフレッツ光等のタイプ変更がされた場合、本契約に係る同一タイプを変更することがあります。

#### （最低利用期間）

**第17条** 本サービスには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの最低利用期間の有無にかかわらず適用するものとし、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに最低利用期間がある場合は、本条の最低利用期間を適用するものとします。
- 3 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を含む利用月から起算して2年間とします。
- 4 契約者は、最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、以下の料金を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
  - ア 料金表第1表（料金）に規定するタイプ1の場合  
違約金 5,000円（不課税）
  - イ 料金表第1表（料金）に規定するタイプ2の場合  
違約金 8,000円（不課税）ただし、次の場合はこの限りではありません。
  - (1) 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があったとき
  - (2) タイプ1からOCN光「フレッツ」（最低利用期間あり）への変更があったとき
  - (3) OCN光又はOCN for ドコモ光へ変更したとき
  - (4) 違約金を請求しないと当社が判断したとき

なお、契約者が(2)の変更を行った場合の最低利用期間は、現在の最低利用期間の起算を引き継ぎます。

### 第3章 料金等

#### (料金の支払義務)

第18条 契約者は、当社に対して、料金表第1表(料金)に規定する月額料金の支払を要します。

#### (料金の支払い)

第19条 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合は、契約者は、特定請求事業者、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の請求に基づき第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。ただし、次の場合については、第2種契約に係る料金のみを支払っていただきます。

- (1) 第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払うことを希望しないとき
- (2) 特定請求事業者、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が第2種契約に係る料金とフレッツ光等契約に係る料金をあわせて請求できないと判断したとき

2 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合は、契約者は、請求事業者の請求に基づき第2種契約及びフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。

- (1) 当社は、契約者が代わってフレッツ光等契約に係る料金を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対して支払います。ただし、契約者が当社が定める期日までに本契約に係る料金等の支払いを怠った場合は、当社は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対する支払いを停止します。
- (2) 契約者は、本項の規定により支払いを要することとなったフレッツ光等の料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は同意承認の請求を省略するものとし、契約者は、請求事業者の定める「NIT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関する取扱い規約に従っていただきます。

#### (月額料金)

第20条 本サービスの月額料金は、本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金とフレッツ光等の月額料金等です。月額料金の適用については、次のとおりとします。

- (1) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合
  - ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表第1表(料金)2-1に規定する定額利用料とします。
  - イ フレッツ光等の月額料金等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定に従うものとします。
- (2) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合
  - ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金は、料金表第1表(料金)2-1に規定する定額利用料とします。
  - イ フレッツ光等の月額料金等(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する利用料に係るものに限ります。)は、料金表第1表(料金)2-2に規定する加算額とします。
  - ウ フレッツ光等の付加サービス等に係る料金等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から契約者へ請求するものとします。

### 第4章 雑則

#### (契約者情報の取り扱い)

第21条 契約者は、本サービスを提供する目的で、当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で以下各号所定の事項を相互に通知することを、承諾していただきます。

- (1) フレッツ光等の申込の手續きの処理状況
- (2) フレッツ光等の利用料金と利用明細(付加サービス利用料も含む)
- (3) フレッツ光等契約の変更に係る事実(廃止、移転等)
- (4) 第2種契約及びフレッツ光等契約の契約内容
- (5) 契約者の料金収納状況
- (6) 契約者からの問合せ内容

(7) フレッツ光等の請求情報及びそれに関する情報

**第22条** 契約者は、本サービスの料金を請求する目的で、当社が第21条（契約者情報の取り扱い）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で相互に通知する事項を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。

2 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者が提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

3 契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプに係る者に限ります。）は、当社が第19条（料金の支払い）第2項の(2)号の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報及び第19条（料金の支払い）第2項の(1)号の規定に基づき当社がフレッツ光等契約に係る料金の支払いを停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。

**（初期契約解除に係る取扱い）**

**第23条** 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除を行った場合において、契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る工事費、事務手数料、料金及びその他の債務と同額とします。

**（本サービスの廃止）**

**第24条** 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとし、

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとし、

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

**（契約者に対する通知）**

**第25条** 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとし、

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) 契約者が本契約の申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛てにFAXを送信して行います。この場合は、当社が契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時、又は契約者のFAX番号宛にFAXを送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) 契約者が本契約の申込みの際又はその後当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

2 この約款又は関係法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法)

- 1 当社は、以下の場合を除き、第2種契約及びフレッツ光等契約の規定に基づき料金を計算することとします。
  - (1) 本サービスの提供を開始した日（本サービスのプランの変更又は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止の日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定する本契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。
    - ア 第13条（契約者が行う本契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があった場合
    - イ 料金表に別段の定めがある場合
  - (2) 本契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。

#### (料金の請求方法)

- 2 当社は、第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）に規定する料金については、利用月の翌月に請求することとします。
- 3 当社は、第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金及び機器使用料等フレッツ光等に係る料金等については、フレッツ光等契約の料金等を適用し、その請求は利用月の翌々月にすることとします。

#### (その他)

- 4 この料金表等に規定する料金については、本規約で定める場合を除いて、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の提供する各種キャンペーンが適用される場合であっても、第1表 2（月額料金）に規定する金額を本規約に従い請求するものとします。

## 第1表 料金

### 1 適用

区 分	内 容	
(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり機能の態様による細目を定めます。	
	区 別	内 容
	タイプ1	第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1に係るものに限ります。）とフレッツ光等をあわせて契約するもの
	タイプ2	第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース3に係るものに限ります。）とフレッツ光等をあわせて契約するもの
	備考	
	1 当社は、タイプ2において、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの新規申込みを伴う契約に限り、その申込みを承諾します。	
	2 当社は、タイプ1からタイプ2又はタイプ2からタイプ1への区分の変更の申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。	
	3 契約者（タイプ2に係る者に限ります。）は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものを除きます。）への細目又は区分の変更の請求を行うことはできません。	

(2) タイプ1の区分に係る料金の適用	ア タイプ1には、次の区分があります。	
	プラン	区 分
	プラン1	OCN 光 with フレッツ ファミリー・東日本
	プラン2	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・東日本
	プラン3	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・東日本
	プラン4	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本
	プラン5	OCN 光 with フレッツ ファミリー・西日本
	プラン6	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン2・西日本
	プラン7	OCN 光 with フレッツ マンション・プラン1・西日本
	プラン8	OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本
	プラン9	OCN 光 with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード 隼・西日本
	プラン10	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・プラン2・西日本
	プラン11	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・プラン1・西日本
	プラン12	OCN 光 with フレッツ マンション・スーパーハイスピード 隼・ミニ・西日本
	プラン13	OCN 光 with フレッツ ファミリー・光ライト・東日本
	プラン14	OCN 光 with フレッツ マンション・光ライト・東日本
	プラン15	OCN 光 with フレッツ ファミリー・光ライト・西日本
プラン16	OCN 光 with フレッツ マンション・光ライト・西日本	
イ 支払い方法による細目		
細目	内容	
地域合算請求タイプ	第2種契約に係る料金とフレッツ光等の料金をあわせて、特定請求事業者、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から請求するもの	
OCN一括請求タイプ	第2種契約に係る料金とフレッツ光等の料金をあわせて、請求事業者から請求するもの	
備考		
1 OCN一括請求はプラン1からプラン8に限り適用します。		
2 当社は、OCN一括請求タイプに係る申込みを承諾しません。ただし、第15条（プランの変更）において本欄を適用する場合は、この限りではありません。		

<p>(3) タイプ2の区分に係る料金の適用</p>	<p>ア タイプ2には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本</td> </tr> <tr> <td>プラン5</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン6</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン7</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン8</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン9</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード集・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン10</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン2・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン11</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン1・西日本</td> </tr> <tr> <td>プラン12</td> <td>OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・ミニ・西日本</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	区 分	プラン1	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本	プラン2	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本	プラン3	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本	プラン4	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本	プラン5	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本	プラン6	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本	プラン7	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本	プラン8	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本	プラン9	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード集・西日本	プラン10	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン2・西日本	プラン11	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン1・西日本	プラン12	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・ミニ・西日本
プラン	区 分																										
プラン1	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・東日本																										
プラン2	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・東日本																										
プラン3	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・東日本																										
プラン4	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・東日本																										
プラン5	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・西日本																										
プラン6	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン2・西日本																										
プラン7	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・プラン1・西日本																										
プラン8	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・ミニ・西日本																										
プラン9	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ ファミリー・スーパーハイスピード集・西日本																										
プラン10	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン2・西日本																										
プラン11	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・プラン1・西日本																										
プラン12	OCN 光 おまかせプラン with フレッツ マンション・スーパーハイスピード集・ミニ・西日本																										
<p>(4) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 契約者（OCN一括請求タイプの者を除きます。以下この欄において同じとします。）から定期利用の申出があった場合には、2-1（定額利用料）に規定する定額利用料から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定額利用料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</td> <td>100円 (110円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16</td> <td>50円 (55円)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 定期利用期間は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込をした日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。</p> <p>ウ 契約者は、定期利用期間満了の翌月および翌々月以外の定期利用の解除、定期利用期間に係る本サービスの解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する額を支払っていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項で規定する初期契約解除があったとき</li> <li>(2) 同一タイプ内でプランを変更したとき</li> <li>(3) OCN for ドコモ光へ変更したとき</li> <li>(4) OCN 光「フレッツ」又はOCN 光への変更とあわせて「2年割」又は「2年自動割引き」を契約したとき</li> <li>(5) 違約金を請求しないと当社が判断したとき</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>違約金（不課税）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定額利用料の減額(月額)	タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	100円 (110円)	タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9		タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (55円)	タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12		区分	違約金（不課税）	タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	2,400円												
区 分	定額利用料の減額(月額)																										
タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	100円 (110円)																										
タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9																											
タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (55円)																										
タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12																											
区分	違約金（不課税）																										
タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15	2,400円																										



	タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9	
	タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	1,200円
	タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12	

## 2 月額料金

### 2-1 定額利用料

#### (1) タイプ1のもの

1契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1	1,200円 (税込1,320円)
プラン2	950円 (税込1,045円)
プラン3	950円 (税込1,045円)
プラン4	700円 (税込770円)
プラン5	1,200円 (税込1,320円)
プラン6	860円 (税込946円)
プラン7	810円 (税込891円)
プラン8	700円 (税込770円)
プラン9	1,200円 (税込1,320円)
プラン10	860円 (税込946円)
プラン11	860円 (税込946円)
プラン12	860円 (税込946円)
プラン13	1,200円 (税込1,320円)
プラン14	950円 (税込1,045円)
プラン15	1,200円 (税込1,320円)
プラン16	860円 (税込946円)

#### (2) タイプ2のもの

1契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1	1,900円 (税込2,090円)
プラン2	1,650円 (税込1,815円)
プラン3	1,650円 (税込1,815円)
プラン4	1,400円 (税込1,540円)
プラン5	1,900円 (税込2,090円)
プラン6	1,560円 (税込1,716円)
プラン7	1,510円 (税込1,661円)
プラン8	1,400円 (税込1,540円)
プラン9	1,900円 (税込2,090円)
プラン10	1,560円 (税込1,716円)
プラン11	1,560円 (税込1,716円)
プラン12	1,560円 (税込1,716円)

### 2-2 加算額

#### 2-2-1 タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの

1契約ごとに月額

区別	内容	区分		金額	
フレッツ光等利用料相当額	東日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額	ファミリー	100Mb/sのもの		5,200円
			200Mb/sのもの		(税込5,720円)
		1Gb/sのもの	無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合	5,700円	
			上記以外	5,400円	
				(税込5,940円)	
	マンション・プラン2	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		2,850円
					(税込3,135円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	2,850円
				(税込3,135円)	
			上記以外の場合	2,500円	
				(税込2,750円)	
	200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		2,850円	
				(税込3,135円)	
		1Gb/sのもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合		3,350円
					(税込3,685円)
		グレード1-1に係るもので、上記以外の場合		3,050円	
				(税込3,355円)	
	マンション・プラン1	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,250円
					(税込3,575円)
			グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,250円
			(税込3,575円)		
		上記以外の場合	2,900円		
			(税込3,190円)		
200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,250円		
			(税込3,575円)		
	1Gb/sのもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)を付加した場合		3,750円	
				(税込4,125円)	
	グレード1-1に係るもので、上記以外の場合		3,350円		
			(税込3,685円)		
マンション・ミニ	100Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,850円	
				(税込4,235円)	
		グレード1-2及び2に係るもの	配線設備多重装置を利用する場合	3,850円	
			(税込4,235円)		
	上記以外の場合	3,500円			
		(税込3,850円)			
200Mb/sのもの	グレード1-1に係るもの		3,850円		
			(税込4,235円)		

		1Gb/s のもの	グレード1-1に係るもので、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）を付加した場合			4,350円 (税込4,785円)		
			グレード1-1に係るもので、上記以外の場合			4,050円 (税込4,455円)		
西日本 電信電 話株式 会社の フレッ ツ光等 の利用 料相当 額	ファミリー	—				4,970円 (税込5,467円)		
	マンショ ン・プラン 2	100Mb/s のもの	カテゴリー1に係るもの	II型	50Mbit/s タイプ	2,740円 (税込3,014円)		
					70Mbit/s タイプ	2,790円 (税込3,069円)		
					100Mbit/s タイプ	2,840円 (税込3,124円)		
				III型	—	2,340円 (税込2,574円)		
				カテゴリー2に係るもの	I型	—	3,240円 (税込3,564円)	
					II型	—	2,940円 (税込3,234円)	
			III型		—	2,740円 (税込3,014円)		
			カテゴリー3に係るもの	I型	—	2,940円 (税込3,234円)		
				II型	—	2,940円 (税込3,234円)		
				III型	—	2,340円 (税込2,574円)		
				200Mb/s のもの	—	I型	—	2,940円 (税込3,234円)
			マンショ ン・プラン 1	100Mb/s のもの	カテゴリー1に係るもの	II型	50Mbit/s タイプ	3,190円 (税込3,509円)
	70Mbit/s タイプ	3,240円 (税込3,564円)						
	100Mbit/s タイプ	3,290円 (税込3,619円)						
	III型	—				2,790円 (税込3,069円)		
	カテゴリー2に係るもの	I型				—	3,690円 (税込4,059円)	
		II型				—	3,390円 (税込3,729円)	
		III型			—	3,190円 (税込3,509円)		
	カテゴリー3に係るもの	I型			—	3,390円 (税込3,729円)		
II型		—			3,390円 (税込3,729円)			
III型		—			2,790円			

				型		(税込3,069円)
		200Mb/s のもの	—	I型	—	3,390円 (税込3,729円)
	マンション・ミニ	100Mb/s のもの	カテゴリー2に係るもの	II型	—	4,110円 (税込4,521円)
I型				—	4,110円 (税込4,521円)	
					II型	—
III型		—	3,510円 (税込3,861円)			
			200Mb/s のもの	—	I型	—

備考

- 東日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、東日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の料金表 第1表(料金)に規定するメニュー5-1(品目が100Mbit/sであってII-2型に係るもの及び1Gb/sに係るものを除く)及びメニュー5-2(品目がII-2型に係るものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。
- 西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額は、西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の料金表 第1表(料金)に規定するメニュー5-1(品目が100Mbit/sであってプラン5のもの及び200Mbit/sに係るものに限り)及びメニュー5-2(品目が1Gb/sに係るものを除く)の適用を受けているものに限り適用します。

2-3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約はI P通信網サービス契約約款、フレッツ光等契約は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

(1) タイプ1のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1のもの	a メニュー5-1のI型の100Mbit/s 品目のプラン3-1のもの b メニュー5-1のII-1型の100Mbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの又はメニュー5-1のII-1型の200Mbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの c メニュー5-1のII-1型の1Gbit/s 品目のプラン3のプラン3-1のもの	
プラン2	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン2のもの	
プラン3	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン1のもの	
プラン4	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII-1型のプラン・ミニ(ミニ)のもの	
プラン5	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-1の100Mbit/s 品目

	ユー2のプラン1のもの		のプラン5のプラン5-1のもの 又は200Mb/s 品目のもの
プラン6	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目の カテゴリー 3-1 の又は 200Mbit/s 品目のプラン2のもの
プラン7	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目の カテゴリー 3-1 の又は 200Mbit/s 品目のプラン1のもの
プラン8	タイプ3のコース1のメニュー2のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目の カテゴリー 3-1 の又は 200Mbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの
プラン9	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン3のもの		メニュー5-1の1Gbit/s 品目の プラン3のもの
プラン10	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目の プラン2のもの
プラン11	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目の プラン1のもの
プラン12	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目の プラン・ミニ (ミニ) のもの
プラン13	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5のもの	メニュー5-1のII-2-1型 又はII-2-2型の 100Mbit/s 品目のプラン3-1のもの	
プラン14	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン6のもの	メニュー5-2のII-2-1型 の100Mbit/s 品目のもの	
プラン15	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5のもの		メニュー5-1の100Mb/s 品目の プラン5のプラン5-2のもの
プラン16	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン6のもの		メニュー5-2の100Mb/s 品目の カテゴリー3-2のもの

(2) タイプ2のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1のもの	a メニュー5-1のI型の 100Mbit/s 品目のプラン3- 1のもの b メニュー5-1のII-1型 の100Mbit/s 品目のプラン3 のプラン3-1のもの又はメ ニュー5-1のII-1型の 200Mbit/s 品目のプラン3の プラン3-1のもの c メニュー5-1のII-1型 の1Gbit/s 品目のプラン3の プラン3-1のもの	
プラン2	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII- 1型のプラン2のもの	
プラン3	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII- 1型のプラン1のもの	
プラン4	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの	メニュー5-2のI型又はII- 1型のプラン1のもの	

	ユー1のプラン2のもの	1型のプラン・ミニ (ミニ) のもの	
プラン5	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン1のもの		メニュー5-1の100Mbit/s 品目のプラン5のプラン5-1のもの又は200Mbit/s 品目のもの
プラン6	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー 3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン2のもの
プラン7	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー 3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン1のもの
プラン8	タイプ3のコース3のメニュー1のプラン2のもの		メニュー5-2の100Mbit/s 品目のカテゴリー 3-1の又は200Mbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの
プラン9	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン3のもの		メニュー5-1の1Gbit/s 品目のプラン3のもの
プラン10	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン2のもの
プラン11	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン1のもの
プラン12	タイプ3のコース1のメニュー1のプラン4のもの		メニュー5-2の1Gbit/s 品目のプラン・ミニ (ミニ) のもの

附則(令和4年6月15日 レン第205号)

(実施期日)

1 この約款は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」といいます。)が次の表の左欄の規約(以下「旧規約」といいます。)の規定により締結し、令和4年5月13日付に吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約(以下「新規約」といいます。)の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN 光 with フレッツ利用規約	OCN 光 with フレッツ利用規約

3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る次に掲げる事項については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとしします。

- (1) 品目及び通信又は保守の態様による細目等
- (2) 期間(最低利用期間を含みます。)に係る起算日
- (3) 付加機能
- (4) 附帯サービス

その他旧規約に基づくサービス提供条件

4 この規約実施前、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則(令和4年7月14日 レン第352号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月15日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和4年7月15日から令和5年1月31日までの間に、OCN ADSL「フレッツ」契約者からの2年の定期利用の申込みを伴うOCN 光 with フレッツ契約(OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本又はOCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本を除きます。)に係る申込み(当社が指定する申込み方法に限ります。)を当社が承諾し、令和5年5月31日まででその利用が開始された場合は、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金を1料金月として2料金月から24料金月まで、料金表第1表(料金)2(月額料金)2-1(定額利用料)に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	料金額の減額(月額)
(ア) タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13、プラン15	600円(660円)
(イ) タイプ1のプラン2、プラン3、プラン14	400円(440円)
(ウ) タイプ1のプラン6、プラン10からプラン12、プラン16	310円(341円)
(エ) タイプ1のプラン7	260円(286円)

備考

1 当社は、減額適用期間内に(ア)から(エ)の間で変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。

(注) この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト

(<https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/wflets.html>)において掲示することとします。

3 令和4年7月15日から令和5年1月31日までの間に、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から当社へ2年の定期利用の申込みを伴うOCN 光 with フレッツ契約(OCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・東日本又はOCN 光 with フレッツ マンション・ミニ・西日本を除きます。)が取次された場合(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する「フレッツ・ADSL」契約者からの申込みに限ります。)であって、当社がその申込みを承諾し、令和5年5月31日まででその利用が開始された場合は、OCN 光 with フレッツの提供を開始した日を含む料金を1料金月として2料金月から24料金月まで、料金表第1表(料金)2(月額料金)2-1(定額利用料)に規定する基本額からこの附則の2の表に規定する額を減額して適用します。

4 この改正規定実施前、支払い又は支払がなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。